

業務連絡

2014/10/17 No.5

J R 東海 労新幹線 関西地本
業 務 部

10月17日、16時45分より支社会議室において「申」について組合側幹事と会社側幹事による事前審理を実施しました。

1. 「申」第16号〔最高裁判所の決定に関する申し入れについて〕(2014年10月17日)

申し入れ内容

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所の判決に基づく命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為を行っていない」とした発言を撤回し、謝罪すること。
3. 組合へ手交する謝罪文の名義人は社長となっている。従って柘植社長が、地本執行委員長及び名古屋車両所分会長に謝罪文を直接手交すること。
4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにした上で労使で協議して決定すること。
5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社の玄関に掲示し、さらに会社ホームページに掲載すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。

《 議論内容 》

「申」第16号〔最高裁判所の決定に関する申し入れについて〕(2014年10月17日)

会社：最高裁決定通知が届いたのでそれに基づいて手交をさせて頂きたい。

組合：本日、申し入れをするので、これに基づいて進めて事前審理をしたい。

会社：1項目目については、速やかに履行したい。具体的期日にあらためて調整したい。

2項目目については、今後も不当労働行為を行うという考えはないので、続けて協約にもとづいて適切に対応していきたいと思います。

3項目目については、粛々と命令に従って社長名義でお渡しをしたいと思います。

組合：社長名義か。ご本人ではないのか。

会社：しかるべき立場の人間が手交させて頂きたいと思う。

4項目目の場所などについても後ほど調整させて頂きたい。

5項目目については、今回の最高裁決定は中労委の命令、内容の東京高裁の判決に基づく決定なので、中労委の命令にあるとおり文章手交というかたちで履行さ

せて頂きたいと思う。

*期日、場所、立ち会い者（2名）については、後日労使で調整して決定。

以上